

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

野田市立東部中学校

1 いじめの防止に関する基本的な方針

<基本理念>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという強い姿勢で全教職員がいじめ防止のために万全の対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、いじめを受けた生徒・助けようとした生徒の生命及び心身を保護することも重視し、全教職員で活動していくものとする。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<学校及び教職員の責務>

ア 学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ防止基本方針」を策定し、対策を講じるものとする。

イ 保護者、関係者との連携を図りながら学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ、迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

ウ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行う。

また、調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

2 組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター

※上記組織の構成員については協議や対応する内容に応じて構成をする。

<活 動>

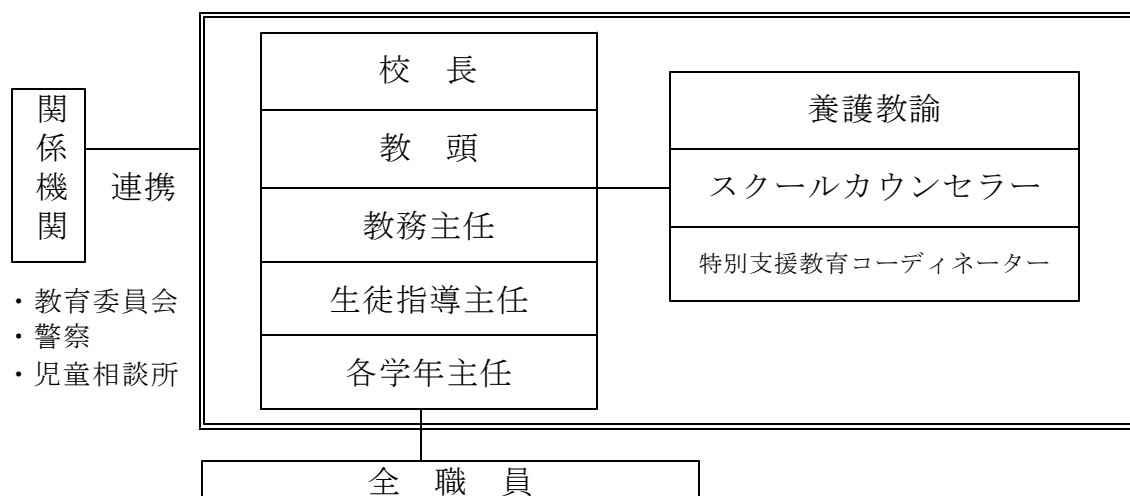
ア いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

イ いじめ防止に関すること。

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。

エ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

《いじめ防止対策委員会》



※いじめ事案発生時は緊急開催とする。

＜役 割＞

総括－校長

渉外－教頭

調整－教務主任、生徒指導主任

指導－生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター

支援－養護教諭、スクールカウンセラー

＜いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保＞

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

（４月職員会議 ７月東部地区小中合同研修会、１０月職員研修、１１月職員会議）

３ 学校におけるいじめの未然防止

- ア 学校の重点項目の「望ましい人間関係づくり」の中で、いじめのない学校づくりの推進を掲げ、相談しやすい環境整備と雰囲気づくりを組織的に行う。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が主体的に行う取組に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、人権作文や講演会等未然防止に向けた計画的な取組みを実施する。
- オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、職員の情報モラル研修会等を行ったり、外部から講師を招いて保護者や生徒対象の講演会を実施する。
（新入生保護者会時情報モラル講演会・長期休業前の講演会）
- カ 人間関係において相手に対して互いに暴力や暴言などを用いることがないようにするための取り組みをする。
- キ 過度の競争や勝利至上主義が生徒のストレスを高め、弱者に対するいじめの原因となることを踏まえて指導をする。
- ク 生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援する。（いのちを大切にするキャンペーン等を活用する）

○学校の体制を整えるとともに、教職員として

- ア 生徒に信頼されるよう豊かな人間性を身に付ける。
- イ 生徒の人権に配慮した関わりをする。
- ウ 差別的発言や生徒を傷つける発言や体罰等がいじめを助長することを理解する。
- エ 生徒の小さな変化に気付く感性を磨く。
- オ いじめの未然防止として生徒指導の機能を重視した「わかる授業を展開し、生徒一人一人の「自己有用感」を高める。

4 いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

I 生徒対象いじめアンケート調査

7月第1回調査、9月追跡調査、11月第2回調査、12月追跡調査

II 家庭訪問、教育相談等での聞き取り調査、家庭へ電話連絡

III 授業や、課外活動、昼休み等の生徒の人間関係を観察し、日常的にいじめの早期発見に取り組む。

5 いじめ相談体制・通報について

ア いじめを受けた生徒及び助けようとした生徒を徹底して守り抜くことを生徒に周知し、いつでも安心して相談や通報をできる体制づくりをする。

イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

I スクールカウンセラーの活用

II いじめ相談窓口の設置－いじめ防止対策委員会

III 学校外の相談窓口

Stop it (いじめ相談・報告アプリ)

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

こどもSOS (野田市役所) 0120-783281

子どもと親のサポートセンター電話相談 0120-415-446

ライトハウス チバ 043-420-8066

ヤング・テレホン (千葉県警察少年センター) 0120-783-497

千葉いのちの電話 043-227-3900

チャイルドライン千葉 0120-99-7777

IV 生徒に対していじめの傍観者にならないために、いじめについて相談することや通報することの重要性について指導する。

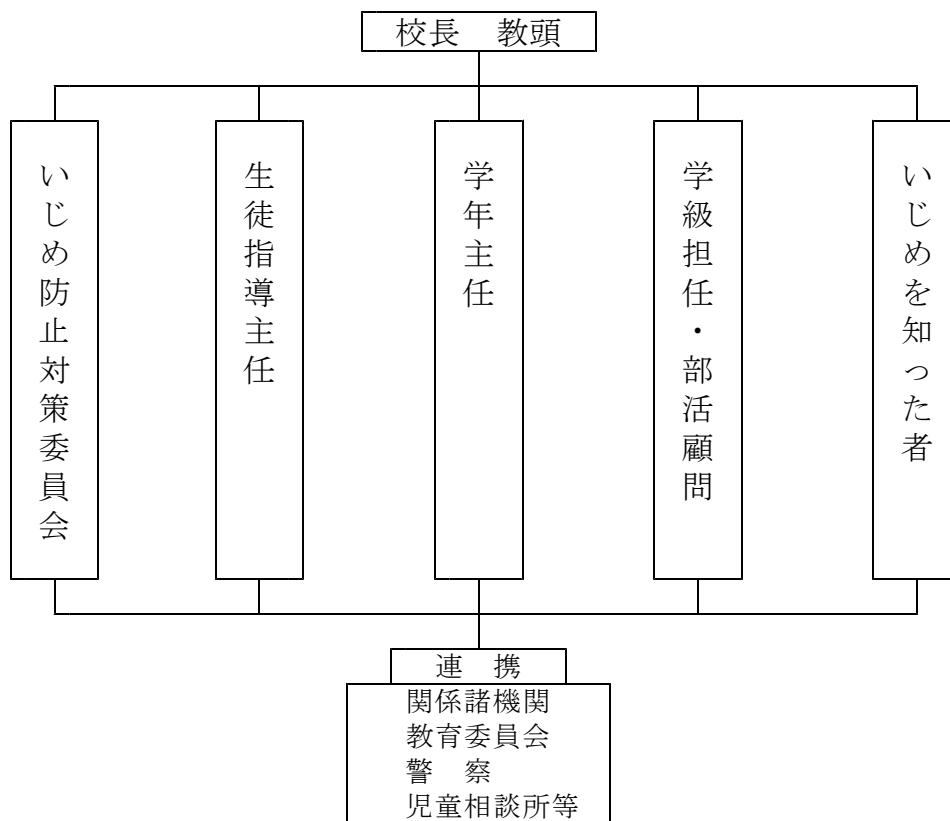
(いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えすることは、誤りである。相談、通報は適切な行為であり卑怯な行為ではない。)

6 いじめを認知した場合の対応について

ア いじめが発生した場合のいじめ対策組織への報告の手順・情報共有すべき内容・役割分担

I いじめ対策組織への報告の手順

いじめに係る相談・通報を受けた場合は、可及的すみやかに事実の有無の確認を行う。しかる後にいじめ対策組織への報告を行う。



II 情報共有すべき内容

- ① 生徒のようす
「いつ」「どこで」「だれが」「何をした」「どのような様子だった」
- ② 教職員の対応
生徒に対してどう対応したか。

III 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援（担任、学年職員）
- ・加害者からの事情聴取と指導（担任、学年職員）
- ・周囲の生徒と全体への指導（担任、学年主任）
- ・保護者への対応（担任、学年主任、生徒指導主任）
- ・関係機関への対応（担任、学年主任、生徒指導主任）

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

いじめを受けた生徒への対応

- ① 受けた生徒及び助けようとした生徒を徹底して守り抜くことを本人、保護者へ伝える。
- ② 今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。
- ③ スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図り、心のケアをする。
- ④ 配慮すべき対応
 - ・安心して話せるよう、生徒が話しやすい人や場所、時間帯などに配慮する。
 - ・いじめられている生徒といじめている児童生徒と、事情を聴く場所を分ける。

- ・話しやすい雰囲気をつくり、状況、きっかけ等を丁寧に聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・基本的な姿勢として、生徒の話を共感的に聞く。その際、無理強いをしないようにする。
- ・自分の心情を素直に話せない生徒もあり、保護者や周囲の生徒などから情報を収集し、行動や生活の変化をとらえ、心情を引き出すことも考慮する。
- ・担任を中心に、生徒が話しやすい教職員が対応する。
- ・いじめられたとする生徒の話の流れを大切にし、質問は内容を整理するためのものに絞るなど、質問をなるべく絞る。また、生徒の発言をじっくり待つ。
- ・先入観をもたずに聞く。勝手な解釈や評価はしない。
- ・聴取は被害者、周囲にいる者、加害者の順に行うことが望ましいが臨機応変に行う。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教職員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないよう細心の注意を払う。
- ・聴取後は、該当生徒の保護者に連絡をし、教師が保護者に直接説明をする。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる、補習を行う等の措置を講ずる。

いじめた児童生徒への対応

- ① いじめは卑怯な行為であり、毅然と指導する。
- ② 事実関係はもとより、いじめを行った背景や経過について把握し、心の内面を理解するように努める。
- ③ どの児童生徒にも自分を省みて、より良くなろうとする力があるということを認識し、その児童生徒の成長を願うという姿勢で指導にあたる。
- ④ 聴取の内容の記録は手書き、ワープロでまとめたものの両方を保存し、必要に応じて閲覧できるようにする。
- ⑤ 配慮すべき対応
 - ・児童生徒が話しやすい人や場所、時間帯、また聴取時間の長さや食事時間など健康面にも留意し、暴言や威圧等の不適切な聴取にならないようにする。
 - ・うそやごまかし、言い逃れや責任転嫁がないように事実確認を行う。
 - ・今後の行動を考えさせるにあたってはできるだけ具体的なありかたを児童生徒と教職員で確認する。
 - ・不平不満、満たされない気持ちなどをじっくりと聞く。教職員の提案・考えを押しつけるような対応にならないように気をつける。
 - ・いじめを受けた生徒や通報した者に圧力をかけないことを約束させ、保護者に協力をしていただく。

ウ いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめ事件に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

エ いじめを受けた生徒、いじめをした児童生徒という二者関係だけでなく「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導をし、いじめを受けたものが安心して学校生活をおくることができるようにする。また、再発防止につとめる。

- ① いじめを受けている生徒に安心感を与え、周囲の生徒に真剣に考えようとする意識を持たせる。
- ② よりよい学級や学年集団をつくるために、全体のあり方の問題として対応していく認識を教職員と生徒で共有する。

- ③ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、関係者として事実を受け止めさせる。
- ④ いじめの事実を告げることは、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であること。「告げ口」などと言う態度はあってはならないことを伝える。
- ⑤ いじめの発生と関係する集団の問題となる行動や規範意識、言葉遣いなどがあるれば、振り返らせる。

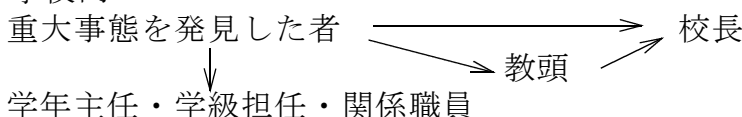
オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署及び児童相談所等と連携して対処する。

7 重大事態への対処

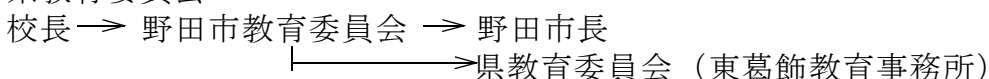
いじめにより、生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。また、生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した場合の連絡、報告

学校内



県教育委員会



※ 緊急時には臨機応変に対応する。

野田市教育委員会：04-7123-1329

・一報後、改めて、文書により報告する。

- ② 教育委員会の指導、助言のもと、当該事案に対処する組織を設置する。
学校が調査の主体となった場合の組織については、学校いじめ防止対策委員会を基本に、事案に応じて構成をする。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
いじめられた生徒から十分聴き取るとともに在籍生徒や教職員に対する質問調査用紙や聴き取り調査などの実施。
この際、いじめられた生徒や情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先とするように配慮する。
 - ・ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査をする。在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などの実施も考える。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 必要に応じて所轄警察署及び児童相談所等関係機関に通報し、連携を図る。

8 公表、点検、評価について

I 公表

この学校いじめ防止基本方針はホームページで公表するとともに年度初め等に保護者会等で周知する

Ⅱ 年度ごとにいじめに関しての調査や分析をもとに対処をとるとともに基本方針について見直しを行う。

Ⅲ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

① いじめの早期発見に関する取組に関すること。

② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

9 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

調査結果等の資料の保存

文書の保存に関する規則に従い、５年間適切に取り扱う。